

建 第 9 0 4 号
平成 30 年 2 月 9 日

一般社団法人 新潟県建築士事務所協会
会 長 坂 本 忠 志 様

新潟県土木部都市局建築住宅課長

建築士法第15条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者の指定（平成20年12月5日新潟県告示第1827号）の一部改正について（通知）

学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）が平成29年5月31日に公布され、同法附則第16条において建築士法（昭和25年法律第202号）の一部の改正も公布されました。

建築士法等の改正については、別途通知しますが、この改正に伴い、「建築士法第15条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者の指定」（平成20年12月5日新潟県告示第1827号。以下「県告示」という。）の一部を改正したので通知します。

記

1 改正内容

H26建築士法改正、H27学校教育法の改正に伴う県告示の一部を改正。

H29学校教育法の改正により、新たに「専門職大学」及び「専門職短期大学」が制度化されたことに伴い、県告示の一部を改正。

2 施行日

上記1の については公布の日（平成30年2月9日）から施行する。

上記1の については平成31年4月1日から施行する。

【 担当 】

建築指導係 渡辺(剛)・上村
内線 3382